

伊勢原市役所本庁舎内に設置する課金装置付き電子複写機利用取扱

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、来庁者等の便宜を図るため、伊勢原市役所本庁舎内に設置する課金装置付き電子複写機の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用方法)

第2条 来庁者等が複写を行う場合は、課金装置付き電子複写機（以下「複写機」という。）に備付けの課金装置に必要な利用料金を投入し、自ら複写機を操作して、これを利用するものとする。

(利用時間)

第3条 複写機を利用できる時間は、伊勢原市の執務時間を定める規則（平成元年伊勢原市規則第14号）第1条に規定する執務時間に定める時間による。

2 前項の規定にかかわらず、土曜日開庁窓口サービスにより本庁舎が開庁している場合その他市長が必要と認める場合は、その時間内において複写機を利用することができる。

(利用料金の徴収)

第4条 市長は、複写機を利用し複写を行った者（以下「利用者」という。）から複写に要する利用料金を徴収するものとする。

2 前項に規定する利用料金を徴収したときには、利用者からの求めに応じて課金装置から領収書を発行するものとする。

3 第1項に規定する複写に要する利用料金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 単色刷り 1面につき10円（日本産業規格A列3番まで）

(2) 多色刷り 1面につき50円（日本産業規格A列3番まで）

4 複写機の故障を除き、利用者の誤操作等による複写に要する利用料金は、利用者の負担とする。

5 前各項の規定により徴収した利用料金は、返還しない。ただし、市長が返還することが適当であると認める場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第5条 複写機の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、複写機の利用を制限し、又は中止させることができる。

(1) 公序良俗に反すると認められるとき。

(2) 公務に支障があると認められるとき。

(利用料金の収納)

第6条 複写機を管理する者は、課金装置に納入された利用料金を1月ごとに収納するものとする。

附 則 (平成27年6月30日告示第93号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月18日告示第25号)

この告示は、公表の日から施行する。